

議案第68号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように定める。

令和7年12月10日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75	6月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75
12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>	12月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

改 正 案					現 行					
附 則 1～6（略） <u>（市長の期末手当の特例）</u> 7 <u>令和7年12月1日に在職する第1条第1号に掲げる職員の期末手当の額は、令和10年10月31日までの間、第5条の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u>					附 則 1～6（略）					
	<u>基準日</u>	<u>在職期間</u>								
		<u>6か月</u>	<u>5か月以上 6か月未満</u>	<u>3か月以上 5か月未満</u>	<u>3か月未満</u>					
	<u>6月1日</u>	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>					
	<u>12月1日</u>	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>					

(養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	6月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>
12月1日	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

2 第1条の規定による改正後の養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「第1条改正条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。